

令和7年度 いじめ防止基本方針

いじめ防止委員会…いじめ防止対策推進法第22条より学校に常設の組織を設置することが法に規定されている。

組織…学校長 教頭 倉島 能美澤 今田 SC SSW +各学年1名

- いじめの疑いに関わる情報があつた時は緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携を図りながら適切に対処する。
- 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、年間計画の作成と実行、検証及び改善（PDCAサイクル）実施
- いじめや問題行動等に係る情報を集約し、教職員にそれらの情報についての共有化を図る。
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

教育相談体制の整備

教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付ける…保護者や地域・関係機関と連携し、迅速適切に対処する。

スクールカウンセラーの活用…子どもや保護者が気軽に相談できる教育相談体制を築く。「SC子育て相談」

- 教職員と協力して心理的側面から子ども理解を進め、担任の適切な支援に向けて専門的な助言を行う。
- 必要に応じて学びの支援委員会に参加し、より実効的ないじめ問題の解決に資する。
- いじめが子どもの心身に及ぼす影響について、専門的な視点から伝え、いじめ防止の重要性を啓発する。

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」との意識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。一人一人の子どもが大切にされているという実感をもたせ、互いに認め合い信頼し支え合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組むことが大切である。

1 いじめとは何か

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめに対する基本知識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。



3 いじめ防止委員会

ねらい いじめを学級、学年に留めることなく、全体のものにし、組織で対応をする体制を整える。

開催時期 月1回 SCの出勤日に合わせて行う。

司会進行 教頭が会を進行し、教務主任が記録し、全体に知らせる。

Ⅱ 未然防止

1 子どもや学級の実態を把握する

教職員の気付きが基本…子どもと同じ目線で考える場を共有し、その言動から個々の思いを推し量る感性を高める。

実態把握の方法…日常の実態把握の他、市教委「悩みやいじめに関するアンケート調査」の活用に努める。

2 互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る

自尊感情を高める学習活動…他者と関わる機会を工夫と違いを認め合う仲間づくりから自尊感情を高める。

教職員が子どものよきモデルとなり、協働体制を構築する…子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。学年や学校全体で、組織として問題に協働体制を構築していく。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

命を大切にする指導の充実…「子ども理解に関わる校内研修」や「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定。

人権教育の充実…子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を養う。

道徳教育の充実…授業で心のゆれを体験させ、人間の気高さ・心遣い・優しさに触れ自分を省みる機会をつくる。

4 保護者や地域の人々への働きかけ…懇談会の説明と共に、学校・学年だより等による広報活動の充実を図る。

Ⅲ 早期発見

1 教職員のいじめに気付く力を高める

子どもの立場に立つ…人権感覚を磨き、子どもの言葉を受け止め、立場に立ち、守るという姿勢を大切にする。

子どもを共感的に理解する…集団の中で配慮を要する子に気付き、言動や表情から心を感じ取る感性を高める。

2 いじめが見えにくい理由

いじめは大人の見えないところで行われている…無視・メール・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で。

いじめられている本人からの訴えは少ない…心配かけたくない、自分はダメ、仕返しが怖い、等の心理が働いている。

3 早期発見のための手立て

日常の観察…「子どもがいる場には教職員が」をめざし、休み時間、給食・清掃時間など合間の様子にも目を配る。

子どもの人間関係の把握…学級内のグループ、グループ内の人間関係を把握し、気になる言動は適切に指導する。

アンケート調査の実施…市教委の「悩みやいじめに関するアンケート調査」を活用すると共に、実態把握に努める。

4 相談しやすい環境づくりに努める

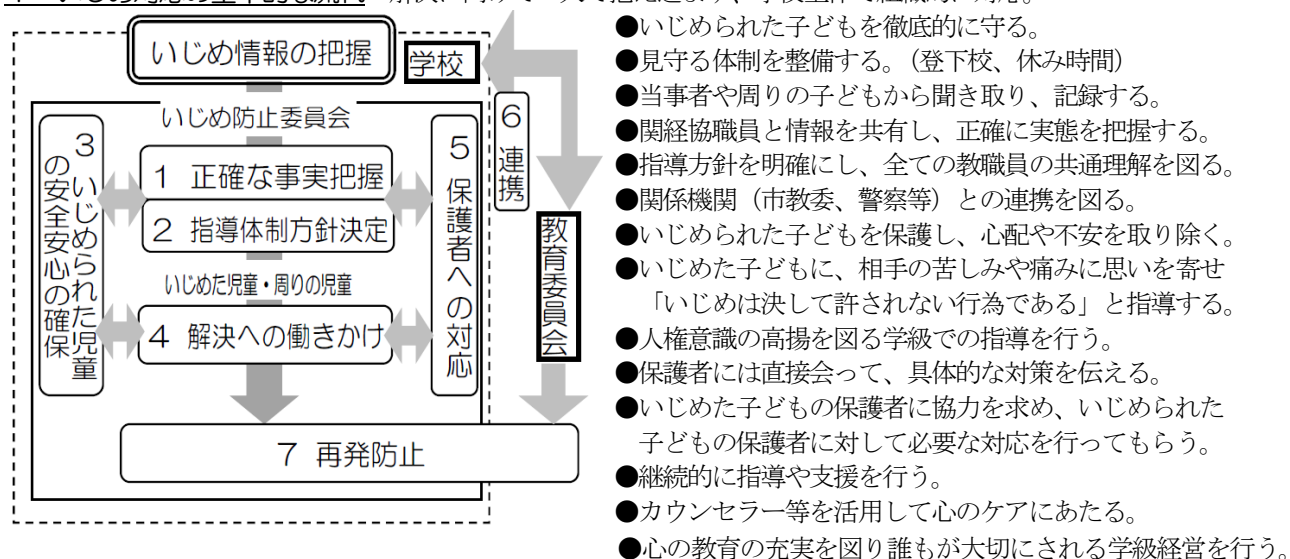
本人からの訴え…全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障すると共に、その姿勢について日頃から伝えておく。

周りの子どもからの訴え…新たな発生を防ぐために、他の児童が分からない場所・時間に聞き取り、秘密を守る。

保護者からの訴え…保護者からの即座の連絡につながるように、日頃からの信頼関係の構築に努める。

Ⅳ 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ…解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応。



2 いじめ発見時の緊急対応

事実確認と情報の共有…周りの子どもや保護者からも情報を得て正確に実態を把握し、情報の共有をもとに複数の教職員で対応。

※子どもの個人情報の取扱いに十分中止する

- 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？ 【内容】
- いじめのきっかけや原因は何か？ 【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？ 【期間】

3 いじめが起きた場合の対応

いじめられた側…子ども／辛い気持ちを受け入れ共感から心の安定を図る。「守り抜く」「全力で解決」を伝える。

保護者／面談し事実関係を伝える。気持ちを止め学校の指導方針を伝え今後の対応を協議する。

いじめた側…子ども／配慮の基毅然とした指導でいじめが許されないことやいじめられる側の気持ちを理解させる

保護者／正確な事実関係や相手側の辛いきもちを共に、双方のよりよい解決を図る決意を伝え指導を依頼。

周りの子ども…学年・学校全体の問題と捉え、傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。訴えの必要性も伝える。

V ネット上のいじめへの対応…①メール②ブログ③チェーンメール④学校非公式サイト⑤SNSでのいじめ

1 インターネットの特殊性による危険

匿名性…匿名なので安易に誹謗中傷してしまう。被害者は周囲のみんなが誹謗中傷していると感じてしまう。

加工が容易…掲載された個人情報の画像は、加工が容易にできることから悪用されやすい。

情報流出の怖さ…写真の位置情報から自宅が特定される等、個人情報が不特定多数の者に流出する危険性がある。

2 未然防止のためには…最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める。

学校だけでは限界があり家庭での指導が不可欠であることから家庭と学校が連携して指導にあたることが重要

学級懇談会で次のようなことを保護者に伝えておきたい。

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

以下のようなインターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること
- 匿名であっても、書き込みをした人は特定できること
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- 違法情報や有害情報が含まれていること

- 自分だとわからなければ…
(匿名で書き込みができるなら…)
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

3 早期発見のためには…保護者が発見する可能性が高い。懇談等で気付いたら学校へ相談するように伝えておく。

4 早期対応のためには…被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

《書き込みや画像の削除》

- ① 掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。
(携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影する)
- ② 掲示板の管理人へ削除を依頼する。
- ③ (②で削除されない場合) 掲示板のプロバイダに削除を依頼する
- ④ (③でも削除されない場合) 警察や法務局に相談する

《チェーンメールの転送先》

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいてチェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

VII 年間計画

節		月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1 節		4	いじめ防止基本方針内容の確認 16日 いじめ防止委員会	身体測定（2計測）	参観懇談
		5	児童相談週間 22日 いじめ防止委員会		
2 節		6	27日 いじめ防止委員会		
		7	18日 いじめ防止委員会		個人懇談
		8	子ども理解に関わる校内研修 27日 いじめ防止委員会		
		9	子どもの命の大切さを見つめ直す月 間 24日 いじめ防止委員会		
3 節		10	31日 いじめ防止委員会		参観懇談
		11	26日 いじめ防止委員会	悩みやいじめに関するアンケート 児童相談週間	
		12	24日 いじめ防止委員会		個人懇談
4 節		1	21日 いじめ防止委員会		
		2	25日 いじめ防止委員会		
		3	12日 いじめ防止委員会		参観懇談
	通年		月に1度、いじめ防止委員会 情報モラルの指導 道徳教育の充実	スクールカウンセラーによる面談 健康観察の実施	